



登記事務等の地方自治体移管に対し

日本司法書士会連合会 会長 細田 長司

昨年夏の総選挙による政権交代により、私も司法書士界もあらゆる面で影響をうけており、その対応に苦慮するこの頃である。

先日、国の地域主権に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施することを目的としている「地域主権戦略会議」において、国が所管する出先機関の廃止・縮小に関する公開討論会が実施され、法務省の「ゼロ」回答に対し、委員側が猛反発したとの新聞報道がなされた。国の出先機関の廃止・縮小については、従前から組上に上っていたことであり、一部行政機関の出先機関の廃止・縮小は当然な点もあると考える。しかしながら、登記事務まで、地方移管するとの発想はどこからなされたものであろうか。

そもそも、登記制度は、国家の根幹をなす「領土・国民・主権」のうち、領土に関し、その領土内の土地が誰の所有に属するかを公示する手続きであり、主権国家がなすべき事務である。また、国民の権利義務に直接影響を与える司法的性格を有する事務であり、非訟事件の範疇に入るものとする。そうであるなら、登記手続きの処理は行政的裁量の余地はなく、民事実体法を基礎とした全国一律の基準のもとに判断されなければならない。その判断が、「地方自治体の個々」に委ねられるとするならば、地方によって登記の処理が異なることになりかねず、その地方の不動産の権利者が、その地方の住民であるとは限らないにもかかわらず自治体ごとに処理されることとなる。そうなれば、国民が安心して不動産取引を行っている現状の登記制度そのものの崩壊に繋がると考える。

それほど重要な事務にも関わらず、単なる「事務」という言葉により、一律に「地域主権戦略会議」の対象の一つにあげられたとするならば、同会議が「登記事務」の意義、内容を再考されることを強く望むものである。

また、同会議においては、当然に乙号事務の

地方移管も対象になっているが、現行のオンライン申請による登記事項証明書の交付請求並びに郵送交付や登記情報提供サービスによる「照会番号」制度等の活用が充分になされれば、いわずらに地方行政機関に移管する必要性を感じない。むしろ、それらの交付事務を移管するための費用やシステム導入の方が無駄な費用を生じさせる可能性がある。地方に乙号事務を移管するよりも、オンライン申請による登記事項証明書の交付請求の充実を図ることが必要であり、その際我々司法書士が、少なからず援助協力できる面もあると考える。

それよりも登記情報提供サービスによる「照会番号」制度を活用することを考えるべきであろう。現行の照会番号制度を活用している行政も一部あると聞き及んでいるが、ほとんどが法務局内部での活用にとどまっている。多くの行政が、紙に打ち出され、しかも公印が押印された物でないと適格な資料と扱わないという現状は、ペーパーレス社会の時代に逆行するものである。裁判所は勿論のこと行政手続き全般において同制度の照会番号の有効確認を利用することにより資格証明書等の添付書面を省略し、極力、紙による証明を無くすべきである。そうなれば、誰でも個人のパソコンにより即時に照会番号を取得し、添付書面に代えて同番号を伝えることにより、あらゆる手続きをすることができるのである。仮に地方自治体に乙号事務が移管されたとしても、上記紙による証明書が必要とされている限り、国民は自治体の役所の窓口に行く必要があり、法務局へ行くか、自治体の役所へ行くかの違いでしかない。ペーパーレスを唱えている以上、いつまでも紙による証明書でなければならないという行政の事務のあり方が問題であって、積極的に「照会番号」制度の活用をするべきであり、その活用がなされるならば、乙号事務の地方自治体移管自体必要ないと考える。